

仁方本町2丁目10地区

災害関連緊急

急傾斜地崩壊対策事業

広島県西部建設事務所呉支所

災害関連緊急対策手一△

説明内容について

- ①災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業について
- ②事業工程及び今後のスケジュール
- ③計画図面について
- ④急傾斜地崩壊危険区域の指定について
- ⑤事業用地について
- ⑥質疑応答

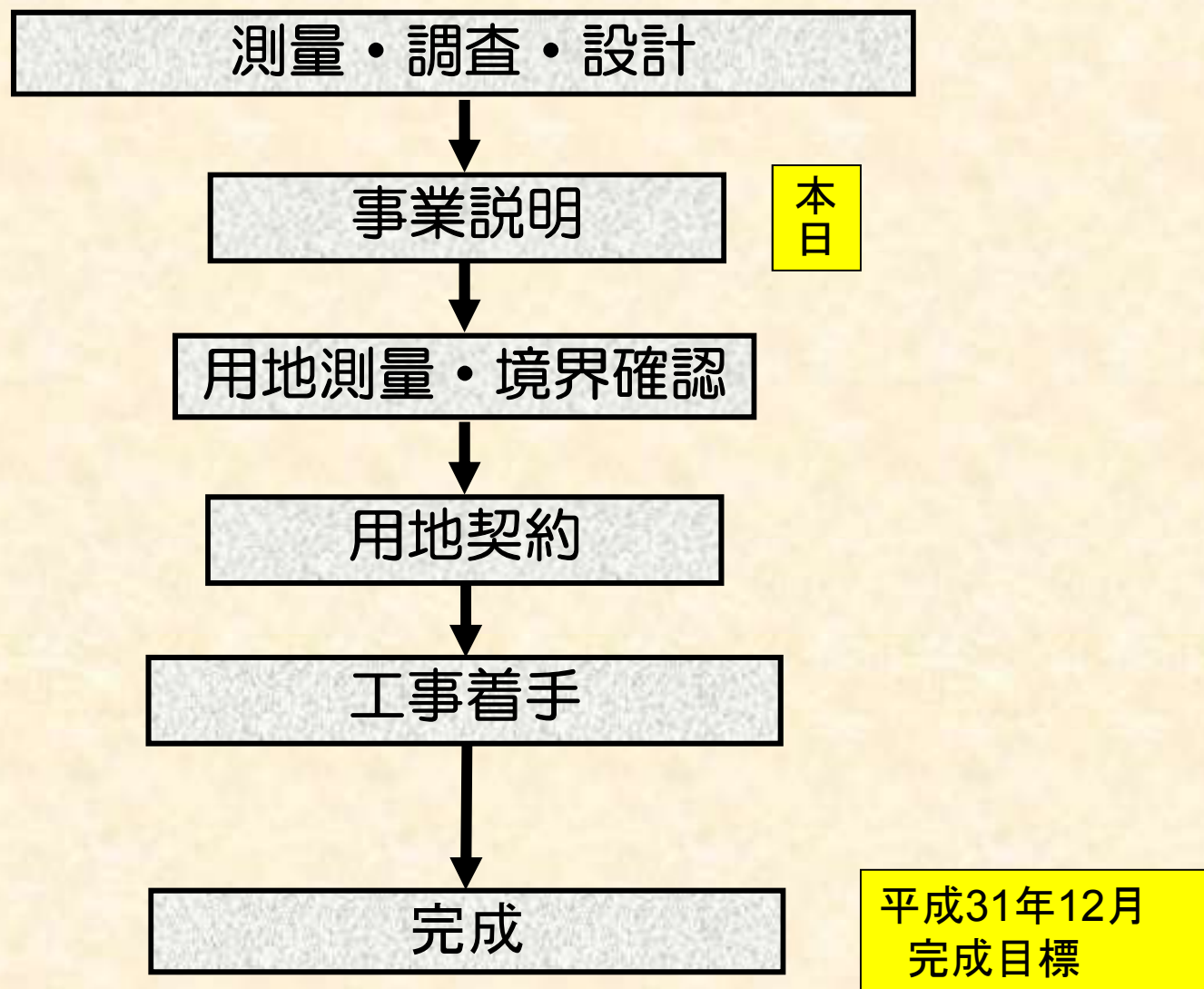
災害関連緊急 急傾斜地崩壊対策事業について

風水害等により急傾斜地に新たに崩壊が生じ，時期降雨等により被害を与える恐れがある場合に，緊急的に急傾斜地崩壊対策工事を実施する。



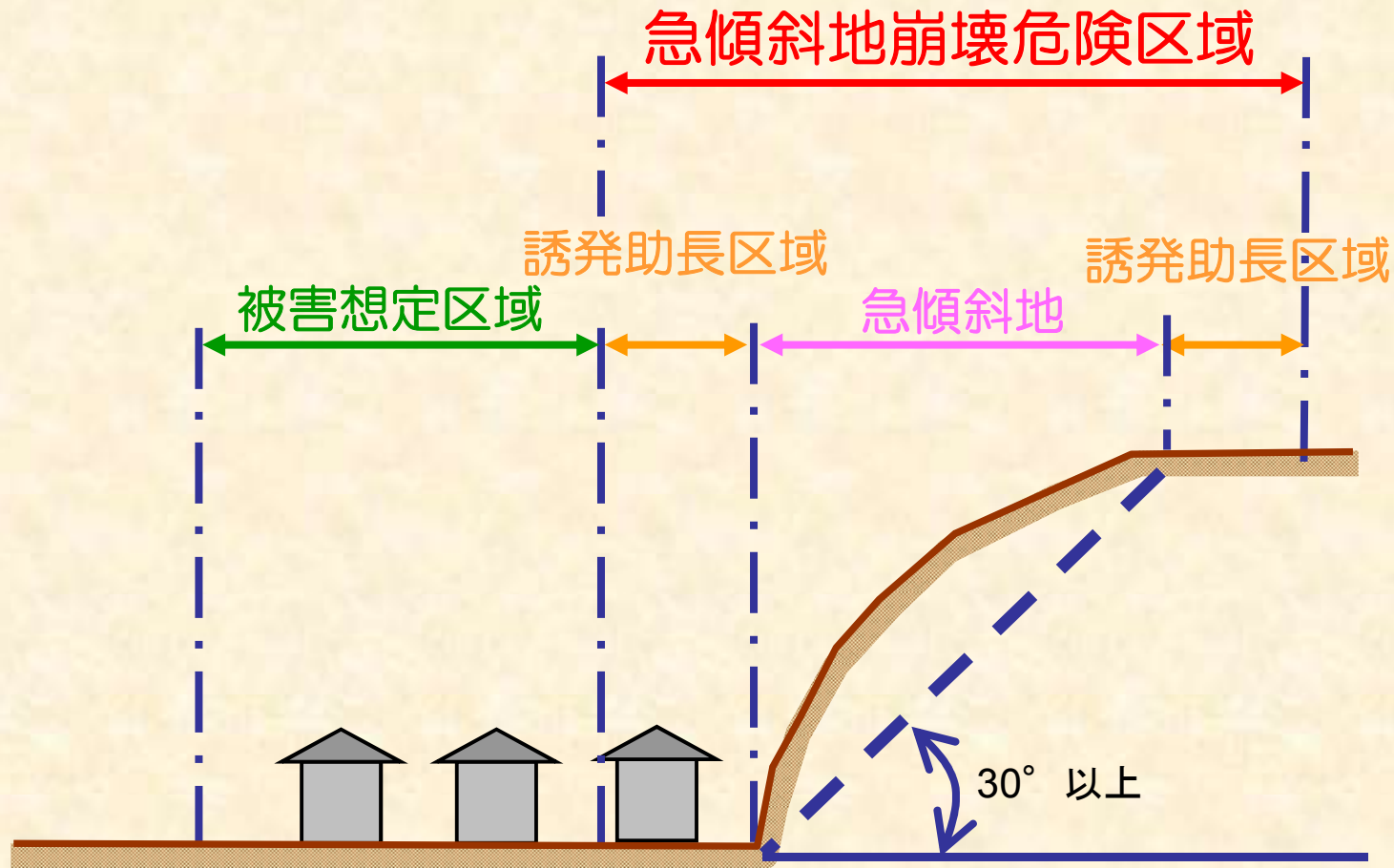
H26年 広島土砂災害での事業例

事業工程および今後のスケジュール



急傾斜地崩壊危険区域 の指定について

【急傾斜地崩壊危険区域】の指定が必要



※誘発助長区域：急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発されるおそれのある区域

※被害想定区域：急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある区域

【急傾斜地崩壊危険区域】の指定には、土地所有者の同意が必要となります。

【急傾斜地崩壊危険区域】における制限行為について

【急傾斜地崩壊危険区域】においては、次に掲げる行為は
広島県知事の許可が必要となります。

1. 水を放流し、又は停滞させる行為や水の浸透を助長する行為
2. ため池、用水路等の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置や改造
3. 法切、切土、掘削又は盛土
4. 立木竹の伐採
5. 土砂の採取又は集積
6. 木竹の滑下又は地引きによる搬出
7. その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為

